

防衛省における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る
審査基準案に対する御意見の概要とそれに対する当省の考え方

御意見の概要	当省の考え方
第2 10（3）について（公務員の氏名公表） 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとして開示することとするが、「個人の権利利益を害することになる場合」には不開示とすることについて、「個人の権利利益」という概念自体が必ずしも明確ではなく、個人の権利全般をいうのであれば、例えば、不祥事を起こした幹部職員の氏名を公表することも個人の権利利益の侵害であるといえることから、重大かつ正当な権利の侵害、すなわち、「プライバシー権あるいは生命身体の自由が侵害されるおそれが生じる場合」に限定されるべきである。	「個人の権利利益を害することになる場合」については、個々の事例に応じて適正に判断すべきであり、あらかじめプライバシー権又は生命身体の自由が侵害されるおそれのみに限定することは不適當であると考えます。 また、原案は「情報公開に関する連絡会議申合せ」の内容に沿ったものであり、全行政機関間における統一的な運用を図るという観点からも原案どおりとするのが適當と考えます。
第3 11（参考）について（不開示とする法人情報の事例） 法第5条第2号に規定する不開示情報の事例として、「施行能力、施行成績に関するもの」を例示しているが、公費を使用して工事を施行している以上、施行能力、施行成績の低い業者が不開示により温存される利益は正当なものとはいえず、「施行能力、施行成績に関するもの」との例示は削除すべきである。	特定企業の施工能力や施工成績を公にした場合、当該情報のみで当該企業の価値などが判断され、それにより、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害することも考えられることから、事例として掲げることは必要と考えており、原案どおりとするのが適當と考えます。 なお、「施工能力、施工成績に関するもの」であっても、不開示情報に該当するのは、公にすることにより、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報の部分に限定されます。
第8について（部分開示の方法） 部分開示する場合において、「具体的な削除の方法は、行政機関の長の裁量に委ねられる」とする（2）の規定については、「具体的な削除の方法については、法第6条に規定する部分開示義務をできる限り履行するものとする」など、法第6条第1項及び第2項が規定する部分開示義務ができる限り貫かれるような規定にすべきである。	部分開示に係る基本的な考え方については、1の本文において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合は、当該部分を除いた部分を開示しなければならないと規定しています。 （2）の規定の趣旨は、部分開示する場合における「具体的な削除の方法」、つまり、被覆を施す部分を不開示情報の記録部分の全体とするのか、主要な部分のみにするのか、又は文字が判読できない程度にするのか等、技術的な削除の方法については行政機関の長の裁量に委ねるとするものであり、部分開示の判断について規定するものではありません。 しかしながら、御指摘のとおり、「具体的な削除の方法」との表現が部分開示の考え方との誤解を与

御意見の概要	当省の考え方
	えるおそれがありますので、(2)については次のとおり修正いたします。 (原案) (2) 部分的に削除すべき範囲は、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足り、具体的な削除の方法は、行政機関の長の裁量に委ねられる。 (修正) (2) 部分的に削除すべき範囲は、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。
第9について（公益裁量開示） 一旦公開されてしまうと権利侵害の程度が回復困難なプライバシー情報については、公益裁量開示を行うか否かの判断はより慎重に行うべきであり、他方、公人のプライバシーは積極的に開示されるべきものでもあることから、公益裁量開示を行うか否かを判断するに当たっては、不開示により保護しようとする権利の性質に従って、「公益上の必要性」を弾力的に運用することができるよう留意すべき旨を明記すべきである。	法第7条の公益裁量開示の適用については、御指摘の点をも踏まえて判断することになりますが、原案は法の解説に基づくものであり、法の統一的な運用を図るという観点から原案どおりとするのが適当と考えます。 なお、第9中、「行政機関の長」とあるのを「防衛大臣等」に修正いたします。
第10について（存否応答拒否の理由の通知） 行政機関による存否応答拒否の濫用を抑止するためには、存否の応答を拒否する場合には、その理由を詳細に明らかにするという運用が図られるべきであり、その趣旨を明記すべきである。	存否応答拒否に限らず開示しない旨の決定をした場合には、不開示情報の内容が明らかにならない限度において不開示とした理由を示すよう法で規定されており、あらためて審査基準に明記する必要はないものと考えます。 よって、原案どおりとするのが適当と考えます。
第11について（開示決定をしない旨の決定） (6)の開示請求が権利濫用に当たる場合については、当該基準が行政機関において恣意的に判断されることのないよう客観的に判断されるべき旨を明記すべきである。	開示決定等に当たっては、開示・不開示の判断を恣意的に行ってはならないことはいうまでもなく当然のことであり、(6)においても、開示請求が社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるかを個別に判断するよう示しています。 よって、原案どおりとするのが適当と考えます。
第12について（手数料減免申請書の添付書類） 令第14条第3項の規定により申請書に添付される証明書等の取得費用が二千円を超える場合には、手数料の減免措置は意味をなさなくなることから、令第14条第1項の規定の適用が実効あるものとするため、添付書類の取得については、できる限り弾力的な運用ができるよう明記すべきである。 また、令第14条第4項の、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知さ	令（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令）において、生活保護法に規定する扶助を受けていること又はその他の事実を証明する書面の提出を求めており、これを超える基準を策定することは困難であり、原案どおりとするのが適当と考えます。 なお、令14条第4項に係る基準については、事例に応じて検討したいと考えております。

御 意 見 の 概 要	当 省 の 考 え 方
せることが適当であると認めるときの開示実施手数料を減額又は免除することができる旨の規定についても、利用者にとっては重要な規定であることから、その判断基準を明定すべきである。	